

提案者様

基山町長 小森純一

基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1. 提案の取扱い

2月3日に提案を受けた件については現地確認しましたが、藤田組さんの広告灯もあり、ある程度の照度が保たれていますので、町での設置は見送らせて頂きます。

2. 取扱いの理由

不特定多数の方が利用する公共性の高い場所は、町で設置すべきと考えておりますが、今回提案の場所に防犯灯を設置しても、ある程度の明るさがあるため、効果が少ないと考えます。

3. その他